

## 事前評価調書

I 事業概要																																				
事業名	交通安全対策事業（歩道及び自転車歩行者道設置事業）																																			
地区名	一般県道 <small>なかがねどど</small> 中金百々線																																			
事業箇所	<small>とよた おろ</small> 豊田市小呂町																																			
事業のあらまし	当該箇所は、 <small>うえたきみ</small> 上鷹見小学校、 <small>いしの</small> 石野中学校の通学路になっているが、歩道が不連続になっているため、通学児童の安全確保が強く望まれている。このため、通学路及び近隣の歩行者の安全な通行の確保のために、歩道の設置を行うものである。																																			
事業目標	【達成（主要）目標】																																			
	①危険通学路の解消 ②歩行者等の安全性確保																																			
事業費	【副次目標】																																			
	—																																			
事業費	事業費		内訳																																	
	2.0 億円		<input checked="" type="checkbox"/> 工事費 1.0 億円、 <input checked="" type="checkbox"/> 用補費 0.8 億円、 <input checked="" type="checkbox"/> その他 0.2 億円																																	
事業期間	採択予定年度	2020 年度	着工予定年度	2020 年度	完成予定年度	2024 年度																														
事業内容	歩道設置 L = 140m																																			
II 評価																																				
①事業の必要性	1) 必要性	歩道が未整備であり、通学児童をはじめとした歩行者の安全な通行空間が確保されていない。																																		
	判定	A	A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。																																	
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目 \ 年度</th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> <th>2023</th> <th>2024</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査・設計</td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td></td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>←→</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業費(億円)</td> <td colspan="5">2.0</td> </tr> </tbody> </table>					項目 \ 年度	2020	2021	2022	2023	2024	調査・設計	←→					用地補償		←→				工事				←→		事業費(億円)	2.0				
	項目 \ 年度	2020	2021	2022	2023	2024																														
	調査・設計	←→																																		
	用地補償		←→																																	
工事				←→																																
事業費(億円)	2.0																																			
2) 地元の合意形成	地元自治区からの整備要望の声が強く、地元との合意形成が図られている。																																			
判定	A	A：事業計画の実効性が期待できる。 B：事業計画の実効性が期待できない。																																		
	【理由】 円滑な事業執行環境が整っており、事業の実効性は高いため。																																			

Ⅲ 対応方針

事業実施が  
妥当である

事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。  
事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。

Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象（事業完了後 5年目） 対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

【主な評価内容】

事業実施前後の歩行者等の安全性の変化